



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
4月25日
第608号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

| | |
|---|---|
| 包括外部監査契約の締結(財政課)..... | 1 |
| 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による指定保管業者の名称および主たる事務所の所在地の変更の届出(琵琶湖保全再生課)..... | 1 |
| 解除予定保安林の通知(森林保全課)..... | 2 |
| 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課)..... | 2 |
| 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)..... | 2 |

○ 公 告

| | |
|----------------------|---|
| 落札者決定の公告(DX推進課)..... | 3 |
|----------------------|---|

○ 農業農村振興事務所公告

| | |
|----------------------------|---|
| 土地改良区役員就任公告(甲賀)..... | 3 |
| 土地改良区役員退任および就任公告(東近江)..... | 3 |
| 土地改良区定款変更認可公告(東近江)..... | 4 |

○ 土木事務所公告

| | |
|-----------------------------------|---|
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(東近江)..... | 4 |
|-----------------------------------|---|

○ 人事委員会公告

| | |
|-------------------------------|---|
| 令和7年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)公告..... | 4 |
|-------------------------------|---|

○ 病院事業庁公告

| | |
|---------------|---|
| 落札者決定の公告..... | 8 |
|---------------|---|

告 示

滋賀県告示第169号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。
令和7年4月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 契約の相手方の氏名および住所

- (1) 氏名 尾仲伸之
- (2) 住所 京都府京都市中京区三条通室町西入衣棚町53番地1 三条室町パーク・ホームズ304号

2 契約期間の始期 令和7年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法 契約で定める基本費用の額ならびに契約で定めるところにより算定した執務費用および実費の額の合算

4 監査に要する費用の支払方法 執務費用および実費に相当する額の範囲内における概算払ならびに実績報告に基づく精算払

滋賀県告示第170号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(平成14年滋賀県条例第52号)第15条の2第2項の指定保管業者として指定した者のうち、次の者から指定保管業者の名称および主たる事務所の所在地の変更の届出があった。

令和7年4月25日

滋賀県知事 三日月 大造

| 指定保管業者の 氏名または名称 | | 住所または主たる 事務所の所在地 | | 保管施設 の名称 | 保管施設の 所在地 | 変更年月日 |
|--------------------|------------------------|--|-----------------|---------------|----------------------|----------|
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | | | |
| 株式会社オン バランス | エルアイビー リゾート株式 会社 | 大阪府大阪市西 区南堀江3- 8-9プレミア ム南堀江1F | 大津市苗鹿3- 12-1 | ロータリー ピア88 | 大津市苗鹿 三丁目12- 1 | 令和2.8.20 |

滋賀県告示第171号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年4月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 解除に係る保安林の所在場所 長浜市西浅井町山門字茶屋572-167、572-168
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 一般送配電事業用地とするため

滋賀県告示第172号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年4月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 解除に係る保安林の所在場所 栗東市小野字北尾31-1(次の図に示す部分に限る。)、字丈ヶ方97・97-1・98-1・99(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、字竹ヶ下100-3(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 火葬場用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第173号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年4月25日

滋賀県知事 三日月 大造

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 廃止年月日 |
|------------|-----------------|--------------------------|-----------------|---------|------------|----------|
| タンポポ訪問サービス | 草津市追分六丁目18番地23号 | 株式会社マツオ 代表取締役 松尾正雄 | 草津市追分六丁目18番地23号 | 訪問介護 | 2570600714 | 令和7.3.31 |

滋賀県告示第174号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和7年4月25日

滋賀県知事 三日月 大造

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害児通所支援の種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|--------|---------|--------|------------|--------------|-------|-------|
| きらめき | 長浜市小谷郡 | 社会福祉法人 | 長浜市西浅井 | 児童発達支援 | | |

| | | | | | | |
|-----------------------|----------------|-----------|--------------------|----------------------|---------|------------|
| キッズおだに | 上町562 | まんてん | 町塩津中270番地 | 放課後等デイサービス | 令和7.4.1 | 2550300301 |
| 放課後等デイサービス いまここup! | 近江八幡市野田町18 | 株式会社いまここ | 草津市上笠三丁目28-2 | 放課後等デイサービス | 令和7.3.1 | 2550400317 |
| 杜のつぐみ療育園中村園 | 近江八幡市中村町33番地14 | 株式会社プリサート | 宮城県仙台市若林区今泉一丁目6番2号 | 児童発達支援 放課後等デイサービス | 令和7.3.1 | 2550400325 |

公 告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和7年4月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県公式ホームページ再構築および運用・保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合企画部DX推進課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3292
- 3 落札者を決定した日 令和7年2月28日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 グローバルデザイン株式会社 代表取締役 白旗保則 静岡県静岡市葵区紺屋町17番地の1 葵タワー16階
- 5 落札金額 141,193,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年1月10日(金)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、野洲川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年4月25日

滋賀県甲賀農業農村振興事務所長 伊 吹 久 美

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|---------|---------------|
| 理 事 | 千 廣 友 次 | 甲賀市水口町酒人528番地 |
| 〃 | 千 代 茂 喜 | 湖南市平松242番地 |

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、愛東土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年4月25日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 退任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|---------|---------------|
| 監 事 | 池 田 清 | 東近江市愛東外町745番地 |
| 〃 | 澤 居 市 次 | 同 市小田苧町992番地 |

2 就任

| 理事および監事の別 | 氏名 | 住所 |
|-----------|--------|---------------|
| 監事 | 池田 由希宏 | 東近江市愛東外町735番地 |
| 〃 | 北浦 守 | 同 市横溝町1573番地 |

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、水荃干拓土地改良区の定款の変更は、令和7年4月17日に認可した。

令和7年4月25日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年4月25日

滋賀県東近江土木事務所長 久 保 雅 則

| 開発許可を受けた者の住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面積 | 検査済証 | |
|-----------------------------------|------------------|---------|----------|--------|
| | | | 交付年月日 | 番号 |
| 草津市上笠四丁目25番10-101号ルミエールMK 勝見太志 | 蒲生郡竜王町大字綾戸1042番1 | 384.81㎡ | 令和7.4.18 | 000558 |

人事委員会公告

令和7年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)公告

令和7年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和7年4月25日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 勤務予定先 | 職務内容 |
|------|--------|---|--|
| 行政 | 40人程度 | 知事部局の本庁各課または県税事務所などの地方機関、各行政委員会事務局等 | 一般行政事務 |
| 警察事務 | 6人程度 | 警察本部各課または警察署等 | 一般事務(深夜、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります。) |
| 社会福祉 | 10人程度 | 知事部局の本庁各課または健康福祉事務所、子ども家庭相談センター、近江学園、淡海学園などの地方機関等 | 児童福祉・障害福祉等に関する行政事務・相談支援、児童福祉施設等における生活支援・自立支援等の福祉関係業務 |
| 総合環境 | 6人程度 | 知事部局の本庁各課または環境事務所、琵琶湖環境科学研究センターなどの地方機関等 | 環境・衛生等に関する行政事務および関連する試験・検査等の業務 |
| 農業 | 9人程度 | 知事部局の本庁各課または農業農村振興事務所、農業技術振興センターなどの地方機関等 | 農業に関する知識・技術の普及指導、行政事務および関連する試験研究等の業務 |

| | | | |
|----------|-------|-------------------------------------|---|
| 林業 | 10人程度 | 知事部局の本庁各課または森林整備事務所などの地方機関等 | 治山・林道等の事業に関する企画・設計・施工管理、林業に関する知識・技術の普及指導等の業務および関連する行政事務 |
| 水産 | 1人程度 | 知事部局の本庁各課または水産試験場などの地方機関等 | 水産業に関する知識・技術の普及指導、行政事務および関連する試験研究等の業務 |
| 建築 | 1人程度 | 知事部局の本庁各課または土木事務所などの地方機関等 | 建築の設計・監督・検査、建築確認等の業務および関連する行政事務 |
| 電気(電気工学) | 3人程度 | 知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等 | 電気設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務 |
| 機械 | 5人程度 | 知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等 | 機械設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務 |
| 総合土木 | 20人程度 | 知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等 | 道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務 |

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

採用後の配置転換等による勤務先および職務内容の変更の範囲は上記と同様ですが、行政委員会や他団体へ出向・派遣となる場合は出向・派遣先の定める場所および業務です。

2 受験資格

- (1) 1に掲げる試験区分のうち、行政、社会福祉、建築、電気(電気工学)、機械および総合土木を除く試験区分次のいずれかに該当する者
 - ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - (ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または令和8年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
 - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (2) 「行政」 次のいずれかに該当する者
 - ア 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - (ア) 大学を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業する見込みの者
 - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 「社会福祉」 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格もしくは社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による社会福祉士の資格を有する者または令和8年3月31日までに有する見込みである者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - (ア) 大学を卒業した者または令和8年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
 - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (4) 「建築」、「電気(電気工学)」および「機械」 次のいずれかに該当する者
 - ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - (ア) 大学もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した者または令和8年3月31日までにいずれかを卒業する見込みの者
 - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (5) 「総合土木」 次のいずれかに該当する者
 - ア 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - (ア) 大学もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した者または令和8年3月31日までにいずれかを

卒業する見込みの者

(イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(6) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

エ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)

3 第1次試験

(1) 試験日

ア 筆記試験 令和7年6月15日(日)

イ 口述試験 令和7年6月28日(土)から7月2日(水)のうち人事委員会が指定する1日

(2) 場所

ア 筆記試験 立命館大学びわこ・くさつキャンパス(草津市野路東一丁目1番1号)

イ 口述試験 滋賀県庁(予定)

(3) 方法 大学卒業程度の筆記試験(教養試験および専門試験)および口述試験を、次の方法により行います(300点満点)。

ア 教養試験(配点100点) 各試験区分を通じて、択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学、現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。

出題分野および出題数は、文章理解⑧、判断推理⑩、数的推理⑥、資料解釈①、人権①、県関連①の以上27問を必須解答とし、社会科学⑧、人文科学⑥、自然科学⑥の以上20問中13問を選択解答とします(丸数字の出題数は、変更する場合があります。)

イ 専門試験(配点100点) 各試験区分を通じて、択一式により、それぞれの試験区分(職種)に必要な専門的知識および能力について筆記試験を行います。

40問出題、全問必須解答とします。ただし、行政および警察事務については50問出題中40問を選択解答とし、総合環境および総合土木については45問出題中20問を必須解答、25問中20問を選択解答とします。試験区分別の出題分野および出題数は、別表のとおりです。

ウ 口述試験(配点100点) 筆記試験の合計得点が一定の点数に達している者に対して、人物について、個別面接による試験を行います。なお、この口述試験の対象者の発表予定日は令和7年6月20日(金)で、滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

(4) 第1次試験合格者の発表 令和7年7月11日(金)午前9時(予定)に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

4 第2次試験

(1) 日時および場所

ア 論文試験 第1次試験筆記試験日と同日に同会場で実施します。

イ 口述試験 第1次試験合格者に対して令和7年7月17日(木)から21日(月)までのうち人事委員会が指定する1日に滋賀県庁で行う予定です。詳しい日時、場所等は、第1次試験合格者の発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません。)

ウ 適性検査 第1次試験筆記試験日と同日に同会場で実施します。

(2) 方法 論文試験、口述試験および適正検査を、次の方法により行います(400点満点)。

ア 論文試験(配点100点) 試験区分に応じて与えられた課題に対する識見、思考力、表現力等について試験を行い、第1次試験合格者のみ採点を行います。

イ 口述試験(配点300点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

ウ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)。なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(700点満点)。

5 最終合格者の発表 令和7年8月5日(火)午前9時(予定)に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号

で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

- (1) 採用候補者名簿に記載された者の中から、各任命権者が面談等を行って採用者を決定します(最終合格しても採用されない場合があります。なお、滋賀県では、過去10年間、最終合格者は辞退者を除き全員採用されています。)。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和8年4月1日を基本としつつ、合格者に令和7年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。
- (2) 給料は、月額242,519円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、行政職給料表の適用を受ける場合で、令和7年4月1日現在のものです。
- (3) 2(1)イ(7)、2(2)イ(7)、2(3)イ(7)、2(4)イ(7)または2(5)イ(7)を要件として受験した者が、所定の時期までにそれぞれに定める学校を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。
- (4) 社会福祉主事の任用資格または社会福祉士の資格の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに当該任用資格または資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。
- (5) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がないときには、採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込受理後は、試験区分の変更はできません。

- (2) 受付期間 令和7年5月1日(木)午前9時から令和7年5月26日(月)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

- (3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

| 試験 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示受付期間 | 開示場所 |
|-------|----------|---|--------------------|----------------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験受験者 | 第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験および専門試験 の各正答数 | 第1次試験合格者発表の日から1か月間 | 滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階) |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | 第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位 | 第2次試験合格者発表の日から1か月間 | |

9 その他

- (1) 滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)一先行実施枠一最終合格者は、本試験を受験できません。
- (2) 自然災害等の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

別表

| 試験区分 | 出題分野 |
|--------|--|
| 行政警察事務 | 政治学②、行政学②、憲法④、行政法⑤、民法④、刑法②、労働法②、経済学⑥、経営学③、財政学③、社会政策③、国際関係③、統計学②、心理学概論③、社会学概論③、教育学③(以上50問中40問を選択解答) |

| | |
|----------|---|
| 社会福祉 | 社会福祉概論②、社会学概論⑥、心理学概論⑧、社会調査④ |
| 総合環境 | 環境法②、環境政策・計画②、環境経済学②、生態学④、数学・物理・情報⑥、一般化学④(以上20問は必須解答)、憲法③、行政法③、経済学③、物理化学③、無機化学・無機工業化学②、有機化学・有機工業化学②、化学工学④、分析化学⑤(以上25問中20問を選択解答) |
| 農業 | 栽培学汎論⑤、作物学④、園芸学④、育種遺伝学④、植物病理学④、昆虫学④、土壤肥料学④、植物生理学④、畜産一般②、農業経済一般②、食品科学③ |
| 林業 | 森林政策・森林経営学⑬、造林学⑫、林業工学④、林産一般⑤、砂防工学⑥ |
| 水産 | 水産事情・水産経済・水産法規⑧、水産環境科学⑤、水産生物学⑤、水産資源学④、漁業学④、増養殖学④、水産化学⑤、水産利用学⑤ |
| 建築 | 数学・物理・情報⑩、構造力学⑤、材料学②、環境原論④、建築史②、建築構造④、建築計画⑤、都市計画③、建築設備②、建築施工③ |
| 電気(電気工学) | 数学・物理⑧、電磁気学・電気回路⑩、電気計測・制御④、電気機器・電力工学⑥、電子工学⑥、情報・通信工学⑥ |
| 機械 | 数学・物理・情報⑩、材料力学④、流体力学④、熱工学④、電気工学②、機械力学・制御④、機械設計⑥、機械材料③、機械工作③ |
| 総合土木 | 数学・物理・情報⑩、応用力学③、水理学③、測量②、材料・施工②(以上20問は必須解答)、水理学①、土質工学④、都市計画②、土木計画⑥、土壤物理①、農業水利・土地改良・農村環境整備⑧、農業土木構造物②、農学一般①(以上25問中20問を選択解答) |

備考 出題分野の丸数字は出題予定数であり、変更する場合があります。

病院事業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和7年4月25日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

- 1 落札にかかる物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県立総合病院都市ガス供給業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県立総合病院病院整備推進室 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号
電話 077-582-5051
- 3 落札者を決定した日 令和7年3月25日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 大阪瓦斯株式会社エナジーソリューション事業部 大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号
- 5 落札金額 193,991,160円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年2月7日(金)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和7年4月25日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

- 1 落札にかかる物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県立総合病院電気調達業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県立総合病院病院整備推進室 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号
電話 077-582-5051
- 3 落札者を決定した日 令和7年3月25日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額 271,934,318円(税込)

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年2月7日(金)

